

## 「議会の議決を通さないと裁判に対応できない」とする 地方自治法の改正について

- 「議会の議決を通さないと裁判に対応できない」とする地方自治法の改正を検討するに当たっては、何のためにそのような改正を行うのか（目的）、裁判への対応に当たり「議会の議決」が必要と考えるのはなぜか等について、整理する必要があります。
- 裁判への“対応”としては、例えば、弁護士への相談などの地方公共団体内部における準備行為や、答弁書の提出などの訴訟行為が考えられるところ、“議会の議決を通さないと行うことができない対応”とは、具体的にどのようなものなのか、上記の目的等との関係を踏まえて検討する必要があります。
- 議会の議決が得られない場合に、当該裁判にどのような影響が及ぶのかについても検討する必要があります。例えば、訴訟は引き続き係属するものの、被告である地方公共団体は主張や立証をすることができず、その結果として原告の請求が認容されることになるのか、それとも、訴訟の成否にまで影響が及ぶのかなど、どのような帰結となることを想定しているのか整理する必要があります。
- 上記の制度設計の検討とは別に、地方公共団体が被告として裁判に対応するに当たり議会の議決を必要とする場合には、例えば、次のような点が問題になると考えられます。
  - ・ 地方公共団体が裁判に対応できないこととなった場合には、原告・被告ともに裁判において事実や証拠を提示する機会を失うことになり、それらに基づいた事案の解明や紛争の解決が実現できなくなるのではないか。
  - ・ 地方公共団体が適時に裁判に対応できない結果として、裁判の当初から主張や立証をしていた場合と比べて、地方公共団体にとって不利な内容の判決が下されることもあり得るのではないか。